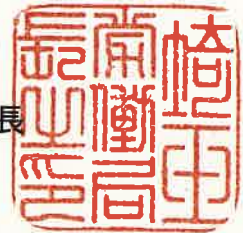


各団体代表者 各位

埼玉労働局長



埼玉県最低賃金の改正及び中小企業・小規模事業者に対する  
最低賃金引上げ支援策の周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本年 8 月 2 3 日の埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を 1 時間 9 5 6 円（引上げ額 2 8 円）、改正発効日を本年 1 0 月 1 日」とする改正決定（官報公示）の手続きを進めているところです。

つきましては、貴団体で今後発行される広報誌、及びホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、ご掲載いただいた場合は、当局労働基準部賃金室に当該広報誌の郵送又はファックス（048-600-6225）でお知らせくださいますようお願い申し上げます。

また、併せて、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ支援策「業務改善助成金」についても活用に向けた周知にご協力をお願い申し上げます。

※今回の最低賃金額改定に伴う昇給（例：928 円→956 円）についても、改正発効日の前日（9 月 30 日）までに所定の手続きを行えば、助成金を活用することが可能となります。

業務改善助成金

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業主を支援する助成金です（別添チラシを参照）。

具体的な手続きについては、埼玉労働局ホームページ 特設コーナー  
（「業務改善助成金のご案内(解説動画)」で検索）もご活用ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news\\_topics/topics/2021/20210803-01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/topics/2021/20210803-01.html)

埼玉労働局の担当部署

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2

- ・最低賃金の改正 労働基準部賃金室（電話 048-600-6205）
- ・業務改善助成金 雇用環境・均等室（電話 048-600-6210）

(例文)

## —埼玉県最低賃金の改正のお知らせ—

令和3年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額956円(引上げ額28円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり956円以上かどうか必ず確認しましょう。(※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。)

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

# 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索

## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と埼玉県最低賃金928円との差額が30円以内【928円～958円】（令和3年9月まで）  ・事業場規模100人以下	3 / 4  生産性要件を満たした場合は4 / 5(*2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(*1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(*1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(*1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(*1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(*1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 申請先

申請前でもお気軽にお問合せください。

◆ 埼玉労働局雇用環境・均等室 ※申請先は事業場がある地域の労働局です。

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階 TEL: 048-600-6210

## その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出  
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～業務改善助成金の活用事例～

**業務改善 事例1** 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三浦県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物資調達の  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化した。



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



**省ける工夫**  
従来は掃帚のみで行っていたが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で出現できるようにした。

**実施内容** 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人数と作業時間の3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整も書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

**成果** 清掃業務と事務作業の効率化による生産性が向上し、約1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引き上げも実現した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、活用可能な助成金を検索

**業務改善 事例2** テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルなどの利便管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



**省ける工夫**  
揚げ物の揚げ時間短縮できる機械や、持ち放題用のセルフ式設備の導入により、従業員の負担軽減を図れた。

**実施内容** テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客がセルフ注文入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

**成果** 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引き上げも実現した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索